

平成 28 年度地下水水質調査結果

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定による測定計画等に基づき、市内の 419 地点において実施した平成 28 年度の地下水水質の調査結果は、次のとおりである。

1 有機塩素系化合物（47 地点）

測定計画に基づく概況調査（18 地点）においては、全地点で環境基準を達成した。
定期モニタリング調査（22 地点）においては、13 地点で環境基準を達成しなかった。
市独自調査（7 地点）においては、1 地点で環境基準を達成しなかった。

2 六価クロム（336 地点）

測定計画に基づく概況調査（18 地点）においては、全地点で環境基準を達成した。
定期モニタリング調査（1 地点）においては、環境基準を達成しなかった。
市独自調査（317 地点）においては、21 地点で環境基準を達成しなかった。

3 砒素（40 地点）

測定計画に基づく概況調査（18 地点）においては、全地点で環境基準を達成した。
定期モニタリング調査（3 地点）においては、2 地点で環境基準を達成しなかった。
市独自調査（19 地点）においては、1 地点で環境基準を達成しなかった。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（50 地点）

測定計画に基づく概況調査（18 地点）においては、5 地点で環境基準を達成しなかった。
定期モニタリング調査（17 地点）においては、15 地点で環境基準を達成しなかった。
市独自調査（15 地点）においては、3 地点で環境基準を達成しなかった。

5 その他

3 地点で地下水質に係る要監視項目 6 項目の調査を行ったところ、1 地点でウランの指針値を超過していた。

本市としては、環境基準の早期達成に向け、引き続き、工場・事業場に対する規制・指導を行うとともに、家畜排せつ物対策などについて関係機関と協議を行い、各種施策が適切に図られるよう努めていく。

(※) 概況調査：水質汚濁防止法に基づき、地域の全体的な地下水質の概況を把握することを目的に行う調査。市内を 2km メッシュに区分し、5 年間で全メッシュ（72）を調査する。

1 調査内容

(1) 測定計画（法に基づく調査）

測定計画は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により各都道府県が毎年作成するもので、地下水に係る環境基準監視は、同計画に基づき実施している。

測定計画はその調査目的により、地域の全体的な地下水質の概況を把握することを目的として、全ての環境基準項目について調査する概況調査（年 1 回・18 地点）と、これまでに汚染井戸が確認されている地区の継続的な監視を目的として、環境基準を超過した項目について調査を実施する定期モニタリング調査（年 2 回・43 地点）に分けられる。

(2) 汚染確認調査（市独自調査）

測定計画等により汚染が確認された地区等を対象に、その汚染範囲の確認を目的として汚染物質について 358 地点で調査した。

2 調査結果

(1) 有機塩素系化合物

47 調査地点のうち、14 地点から環境基準を超える有機塩素系化合物が検出されている。なお、このうち新たに環境基準を超えた地点は確認されていない。

表 1 有機塩素系化合物調査結果

調 査 名		調査地区	調査地点数	基準超過地点数 (測定地点)
測定計画 (法に基づ く調査)	概況調査	中央区、稲毛区、若葉区、 緑区、花見川区	18	0
	定期モニタリング調査	中央区、花見川区、稲毛区、 若葉区、美浜区	22	13 (※1)
市独自調査	汚染確認調査	稲毛区	7	1 (稲毛区長沼原町)
合 計 (地点)			47	14

※1 定期モニタリング基準超過地点

花見川区 柏井町、幕張町

稲毛区 小仲台、作草部町、山王町、天台、長沼町、長沼原町

若葉区 小倉台、高品町、源町、若松町

美浜区 幸町

(2) 六価クロム

336 調査地点のうち、22 地点から環境基準を超える六価クロムが検出されている。なお、このうち生実町で従来から汚染が確認されている地域で新たに環境基準を超えた地点が 4 地点確認されている。

表 2 六価クロム調査結果

調 査 名		調査地区	調査地点数	基準超過地点数 (測定地点)
測定計画 (法に基づ く調査)	概況調査	中央区、稲毛区、若葉区、 緑区、花見川区	18	0
	定期モニタリング調査	中央区	1	1 (中央区生実町)
市独自調査	汚染確認調査	中央区	317	21 (中央区生実町)
合 計 (地点)			336	22

注) 地下水環境基準 : 0.05 mg/l 以下。

(3) 砒素

40 調査地点のうち、3 地点から環境基準を超える砒素が検出されている。なお、このうち新たに環境基準を超えた地点は小倉町で 1 地点確認されている。

表 3 砒素調査結果

調 査 名		調 査 地 区	調 査 地 点 数	基 準 超 過 地 点 数 (測 定 地 点)
測定計画 (法に基づく調査)	概況調査	中央区、稲毛区、若葉区、 緑区、花見川区	18	0
	定期モニタリング調査	若葉区	3	2 (若葉区大井戸町、 多部田町)
市独自調査	汚染確認調査	稲毛区、若葉区	19	1 (若葉区小倉町)
合 計 (地点)			40	3

注) 地下水環境基準 : 0.01 mg/l 以下。

(4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

50 調査地点のうち、23 地点から環境基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されている。なお、このうち新たに環境基準を超えた地点は、赤井町 3 地点及び仁戸名町 1 地点の計 4 地点で確認されている。

表 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素測定結果

調 査 名		調 査 区	調 査 地 点 数	基 準 超 過 地 点 数 (測 定 地 点)
測定計画 (法に基づく調査)	概況調査	中央区、稲毛区、若葉区、 緑区、花見川区	18	5 (※ 2)
	定期モニタリング調査	花見川区、稲毛区 若葉区、緑区	17	15 (※ 3)
市独自調査	汚染確認調査	中央区	15	3 (中央区赤井町)
合 計 (地点)			50	23

注) 地下水環境基準 : 10 mg/l 以下。

※ 2

中央区 赤井町、仁戸名町
若葉区 小間子町、上泉町、中野町

※ 3 定期モニタリング調査基準超過地点

花見川区 宇那谷町、柏井町、犢橋町、長作町、畑町
稲毛区 作草部町、山王町
若葉区 大広町、上泉町、古泉町、小間子町、高根町、中野町、若松町
緑区 大和田町

(5) その他

3 地点で地下水質に係る要監視項目 6 項目の調査を行ったところ、1 地点でウランの指針値を超過していた。

調査した項目 : EPN、アンチモン、ニッケル、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン